

広島県告示第九百三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
一五	三原市高坂町真良字有松山六六〇番地、六六一番地四、六六七番地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十三条の二第一号
一六	三原市本郷町大字船木字有松山一五九七番地、一五九八番地、一五九九番地	令第十三条の二第一号
一七	三原市高坂町真良字茶屋三四八二番地、三四八三番地、三四八四番地	令第十三条の二第一号